

2.他市の状況（景観計画なし、独自条例なしの市は除く）

府市町村名	景観計画							屋外広告物条例		
	区分	景観計画策定	景観計画内の屋外広告物の基準	景観計画内の屋広基準設定範囲	景観計画内の屋広数量・大きさ基準	具体的な色彩基準	屋外広告物が景観計画届出対象	屋外広告物独自条例	屋広条例内の数量・大きさ基準	屋広条例内の色彩基準
大阪府	都道府県	○	○（抽象的）	全域	×	×	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
大阪市	政令市	○	○	重点地区	○	△	○（重点地区）	○	○（景観重点地区）	全種類の広告物
堺市	政令市	○	○（抽象的）	全域	×	×	○	○	○（全種類の広告物）	電柱・停留所・バナー・歩道橋
豊中市	中核市	○	○（抽象的）	全域	×	△	○	○	○（全種類の広告物）	電柱・停留所のみ
高槻市	中核市	○	○（抽象的）	重点地区	○（重点地区）	×	×	○	○（路線型表示制限区域）	電柱・停留所のみ
寝屋川市	中核市	○	×	—	×	×	×	○	○（全種類の広告物）	全種類の広告物
枚方市	中核市	○	○	全域・重点地区	×	○（重点地区）	×	○	○（全種類の広告物）	電柱・停留所のみ
八尾市	中核市	○	×	—	×	×	×	○	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
東大阪市	中核市	○	○	重点地区	○	○	×	○	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
吹田市	中核市	○	○	全域・重点地区	○（重点地区）	△（重点地区）	○	○	○（表示制限区域、車両等）	電柱・停留所のみ
茨木市	—	○	○	全域・重点地区	×	△（重点地区）	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
泉佐野市	—	○	○	全域（一部）	○	×	○	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
大東市	—	○	○	全域	○	△	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
箕面市	—	○	○	全域・重点地区	○（重点地区）	△	○	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
羽曳野市	—	○	×	—	×	×	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
藤井寺市	—	○	×	—	×	×	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
交野市	—	○	○（抽象的）	—	×	△	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
太子町	—	○	○	全域（一部）	○	×	○	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ
岸和田市	—	○	○（抽象的）	全域	×	×	×	府条例	○（表示制限区域）	電柱・停留所のみ

3.主な規制基準内容（○：全域での基準、●：重点地区での基準）

周辺調和	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び周辺の景観と調和した必要最小限のものとする 整理を図り集合化する ● 複数設置する場合、統一したデザインとする ● 文字、図柄などに配慮し、良質のデザインを施す ● 景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める 	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る ● 人物、キャラクターの意匠は使用しない ● 文字は、切り文字や箱文字とする ● 文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内とする ● ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とする
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 形態意匠、色彩については周辺の景観を損なわないものとする ● けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける ● 暖色系の色相については彩度8以下、暖色系以外の色相については彩度6以下とする ● 原色は避ける／原色等はアクセントカラーとしてのみ使用する ● 地色は壁面と同系色とする ● 高彩度の利用は控える ● 色数は少なくする ● 以下の彩度を超える色の面積が、表示面の2/3を超える色彩を使用しない R、YR系：彩度10、Y系：彩度8、その他の色相：彩度6 	素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする ● 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない ● 点滅する電飾等は使用しない ● 照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とする ● ネオンサインや光源が点滅、回転等する屋外広告物は使用してはならない ● 蛍光塗料等を使用してはならない
		ガラス面の広告 （特定屋内広告物）	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが10m以下の部分への設置かつ外観と一体的にデザインされたもののみとする ● 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、条例に基づく届出の対象とする

